

最近の雇用失業情勢(令和5年9月内容:ポイント版)

岐阜労働局 職業安定部

- ① 完全失業率(岐阜県:2023年4~6月モデル推計値)は、2.0%(前期は1.8%、前年同期は1.8%)
 全国の9月の完全失業率(季節調整値)は、2.6%(前月は2.7%、前年同月は2.6%)

*** 過去最高は5.5%【平成21年7月】**
 【資料出所:総務省統計局】
- ② 9月の岐阜局の有効求人倍率(季節調整値)は、前月より0.01ポイント低下の1.56倍となった。
【全国第4位(前月3位)】

*** 過去最低は0.45倍【平成21年6月~8月】、過去最高は5.66倍【昭和48年11月】**
- ③ 新規求人数(原数値)は15,300人(前年同月比7.4%減)で、前年同月比は2か月ぶりの減少。
 産業別ではサービス業(前年同月差+102人)、卸売業・小売業(前年同月差+40人)などで増加。
 製造業(前年同月差▲866人)、宿泊業・飲食サービス業(前年同月差▲151人)、医療・福祉業(前年同月差▲128人)などで減少。

*** 新規求人に占める正社員求人の割合は約47.9%**
- ④ 新規求職者数(原数値)は5,892人(前年同月比5.5%増)となり、前年同月比は3か月連続の増加。
 常用求職者(パートを含む)のうち事業主都合による離職者数は679人(前年同月比20.6%増)で、前年同月比は10か月連続の増加。

*** 新規求職に占める正社員希望の割合は57.6%**
- ⑤ 東海3県の企業短期経済観測調査結果(9月調査)の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)は、製造業では前期より不足が増加(-12→-16)、
 非製造業では前期より不足が増加(-35→-37)、全産業では前期より不足が増加(-23→-26)。
- ⑥ 9月の倒産件数は13件、前年同月比横ばいも前月比では2件増加。
 負債総額は8億2400万円、前月・前年同月比ともに減少。
 業種別では、「小売業」が6件、「建設業」が4件、「サービス業」が2件、「製造業」が1件であった。
 主因別では、「販売不振」が12件、経営者の病気・死亡等の「その他」が1件であったが、引き続き不況型倒産が主因の傾向に変わりはなかった。

【資料出所:日本銀行名古屋支店】
- ⑦ 9月の雇用保険の受給資格決定件数(一般求職者給付)は1,692件(前年同月比14.6%増)で、前月より13件減少。(※速報値のため、修正となる場合があります。)
 受給者実人員(基本手当基本分)は6,743人(前年同月比6.7%増)であった。

*** 受給者実人員の過去最高は17,503人【平成21年5月】**



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

令和4年度 岐阜県職業訓練実施計画

第1 総則

1 計画のねらい

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用への影響が一層懸念される中で、多様な人材が活躍できるような環境整備を進めること及び一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。デジタル技術の社会実装の進展等による労働需要の構造変化の加速化及び人生100年時代を迎え、労働者の職業人生が長期化するとともに、働き方もこれまで以上に多様化し労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される。そのような労働環境の変化に応じて労働者が主体的に能力の向上やキャリアの形成に取り組み、それを企業及び行政等が支援することにより職業能力開発施策の展開を図ることが必要である。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者に対し、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定及び労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所及び地方公共団体等との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

岐阜県の雇用失業情勢は着実に改善の動きが見られるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用への影響に注視する必要がある。

令和3年の有効求人倍率（原数値）は、年平均1.43倍となり、令和2年の1.39倍から0.04ポイント上昇している。建設業、介護・福祉等一部業種では依然人手不足感がある。県内経済の持続的な成長のためには、引き続き「働き方改革」の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康的に働くことができる職場づくりなど、労働環境の整備及び生産性の向上を図ることが重要である。

これらの課題に的確に対応し、全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発を推進するため、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

（1）非正規雇用労働者の職業能力開発

企業内における能力開発の機会に恵まれにくい非正規雇用労働者に対しては、企業が主体となった人材育成を促進することが必要であり、キャリアアップを目指す非正規雇用労働者においては、その主体的な職業能力の開発及び向上も必要である。

（2）女性の職業能力開発

女性の活躍の推進に向けた取組は経済・社会の活性化に向け重要であり、女性の多様な課題及びニーズを捉えたきめ細やかな対策を講ずるとともに、育児、出産等によりキャリアを中断した女性の再就職を支援することが必要である。

（3）若者の職業能力開発

若者一人一人が主体的に長期的なキャリア形成を図る中で、その能力を発揮し活躍できるよう、在学中からの職業意識の醸成、職業人生を通じたキャリアコンサルティングの機会の確保等、若者の職業能力の開発及び向上を図り安定的な雇用への円滑な移行を促進することが必要である。

（4）中高年齢者の職業能力開発

人生100年時代の到来を踏まえ、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を拡充していくことが求められている。現に60歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働きたいという者も多い状況にある中で、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが必要である。

（5）障害者の職業能力開発

ハローワークにおける精神障害者等の求職者数が増加を続けている中で、就職の実現に向けて、障害者の障害特性やニーズに応じた環境の整備が必要であるとともに、職業能力の開発及び向上を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

（6）就職やキャリアアップに特別な支援を要する方への支援

就職氷河期世代の抱える問題は、労働市場の構造変化が顕在化していた中で労働市場に参入してきた最初の世代が抱える問題であり、不安定な就労状態にある方に対しては、短期資格等習得コース事業、職業訓練受講給付金、求職者支援訓練等による支援、また、長期にわたり無業の状態にある方に対しては、若者サポートステーションにおける相談支援等により、長期的・継続的な支援を行うことが必

要である。

また、外国人労働者等の就業に関して特別の支援を必要とする労働者について、その特性に応じた支援を行っていく必要がある。

2 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和3年12月末現在で23,603人。

令和3年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）	659人（令和3年12月末現在）
・ 求職者支援訓練	299人（令和3年12月末現在）
・ 在職者訓練	970人（令和3年12月末現在）
・ 学卒者訓練	214人（令和3年12月末現在）

令和3年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）※1	施設内訓練	82.5%
	委託訓練	76.0%
・ 求職者支援訓練 ※2	基礎コース	81.2%
	実践コース	65.3%

※1 公共職業訓練月次報告12月報告より。

※2 求職者支援訓練は令和3年4月1日から令和3年6月末までに終了したコースの訓練終了後3か月までの雇用保険適用就職率。

第3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設ける。

1 公共職業訓練（離職者訓練）

(1) 施設内訓練の対象者数、内容等

- ・ 県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・ 就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合計	30	

・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムや社会人としての基礎力を付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・ 就職率は85%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
	機械加工技術科	26	

岐阜職業能力 開発促進センター	CAD/CAM 技術科	80	6 か月
	金属加工科	26	
	電気設備技術科	32	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	住環境計画科	40	
	機械加工技術科（橋渡し）	8	1 か月
	住環境計画科（橋渡し）	8	
	CAD/CAM 技術科（橋渡し）	8	
	金属加工科（橋渡し）	8	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	8	
	合 計	268	

(2) 委託訓練の対象者数、内容等

- ・県では建設、製造、介護等、人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定を行う。
- ・IT人材の育成のため、IT分野の資格（ITスキル標準（ITSS）レベル1以上の資格）の取得を目指すコースを新設する。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースの更なる拡充、「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」の設定を行う。
- ・就職率は82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	27	440	11	180
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	11	220	4	80
医療事務（事務）	11	210	4	80
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	8	120	4	60
建設機械運転（建設）	2	30	0	0
介護員養成（介護）	4	60	1	15
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	2	30	1	15
webプログラミング（情報）	8	125	4	60
新情報産業（情報）	7	130	3	55
IT活用（情報）	2	40	0	0
定住外国人（介護）	3	45	0	0
保育士養成科（サービス）	6	52	3	26
介護福祉士養成科（介護）	4	47	2	24
合 計	99	1,619	38	615

※前年度繰越は定員ベースとする。

(3) 効果的な離職者訓練の実施のための取組

訓練科目については、産業界及び地域の人材ニーズを把握し設定するものとする。

定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及

び分析を行った上で、その内容等の見直しを検討するほか、受講者に対しては、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

2 公共職業訓練（在職者訓練）

（1）対象者数、内容等

・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	65	684	
職業能力開発校	9	62	配管科、電気工事科
職業能力開発短期大学校	56	622	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	100	木工科
合計	70	784	

・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー（ものづくり分野）及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練科
岐阜職業能力開発促進センター	92	900	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理
東海職業能力開発大学校	139	1,310	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	231	2,210	

（2）効果的な在職者訓練の実施のための取組

・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

3 公共職業訓練（学卒者訓練）

（1）対象者数、内容等

・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。

・就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員（延定員）	期間
国際たくみアカデミー	職業能力開発校	自動車エンジニア科	20（40）	2年
	職業能力開発短期大学校	生産技術科	20（40）	2年
		建築科	20（40）	2年
木工芸術スクール		木工科	30（30）	1年
計			90（150）	

- ・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員(延定員)	期間
東海職業能力 開発大学校	専門課程	生産技術科	20 (40)	2年
		電気エネルギー制御科	20 (40)	
		電子情報技術科	30 (60)	
	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	
		生産電気システム技術科	20 (40)	
		生産電子情報システム技術科	25 (50)	
計			135 (270)	

(2) 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

4 障がい者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数、内容等

- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
- ・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	1年
	Web デザイン科	10	1年
計		30	

・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース		-	30
	IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
	PC・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース		3 か月以内	18
特別支援学校早期訓練コース		1 か月	3
合 計			51

(2) 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 求職者支援訓練

(1) 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者やフリーランスなどの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、470人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模790人(135人)程度を上限とする。()の人数は訓練認定規模790人の内の就職氷河期世代支援及び短期・短時間特例コースの認定規模目安数。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

(2) 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)及び、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を実施する。

その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。また、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める。なお、IT人材の育成のため、IT分野の資格(ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格)の取得を目指すコースを新設する。

・訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%程度

(実践コースのうち、介護系は20%、医療事務系は10%、デジタル系は20%、その他の成長分野で50%程度として設定する。)

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨												
基礎コース	315	30	30	15	15	※ 30	15	15	15	30	15	15	15	30	15	15	15
実践コース	475	全県枠															
実践コース		225				110				110				30			
介護系	100	60				20				20				0			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	100	60				20				20				0			
IT	50	30				10				10				0			
デザイン(WEB系)	50	30				10				10				0			
その他の成長分野など	225	75				60				60				30			
合計	790	315				185				185				105			

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースは学卒未就職・フリーター・非正規等対象とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

- ・ 認定単位期間
四半期毎に求職者支援訓練を設定する。
- ・ コース別の新規参入枠は必ず設定し、次に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合には、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
 - イ 基礎コース 30%、
 - ロ 実践コース 30%
- ・ 第3四半期以降においては、枠の弾力的な運用のため基礎コースと実践コース間の振替を可能とする。
- ・ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請にかかる受付期間については、岐阜労働局及び機構岐阜支部のホームページで周知する。
- ・ 上記で定めたコース別、訓練実施規模を超えて認定は行わない。
また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
 - イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
 - ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

第4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

1 関係機関との連携

- ・ 国（労働局）、県（岐阜県商工労働部）及び機構（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部）が一体的に公的職業訓練の策定を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国、県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和4年度においても岐阜県地域訓練協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

- ・ 岐阜県地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討や就職支援等の連携を図るため、労働局、県及び機構の訓練担当者等で構成するワーキング・チームを設置し、各関係機関がそれぞれの役割のもと、地

域の産業界の訓練ニーズ等に対応した効果的な訓練の提供を図る。

また、各関係機関との連携及び訓練実施機関との積極的な情報交換等により、受講率の更なる向上を図る。

2 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

3 訓練受講者に対する就職支援等

・訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、県（岐阜県商工労働部）、機構（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部）及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

令和 5 年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和 5 年 3 月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者に対し、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定及び労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所及び地方公共団体等との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

地域における人材ニーズ、職業訓練の実施状況・分析結果、次年度の職業訓練の課題等岐阜県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率等の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、令和 4 年 12 月

現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。

令和4年の有効求人倍率(原数値)は、年平均1.64倍となり、令和3年の1.43倍から0.21ポイント上昇している。建設業、介護・福祉等一部業種では依然人手不足感がある。県内経済の持続的な成長のためには、引き続き「働き方改革」の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康的に働くことができる職場づくりなど、労働環境の整備及び生産性の向上を図るとともに、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

これらの課題に的確に対応するためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

(1) デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

特にデジタル分野においては、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

(2) 障害者の職業能力開発

ハローワークにおける精神障害者等の求職者数が増加を続けている中で、就職の実現に向けて、障害者の障害特性やニーズに応じた環境の整備が必要であるとともに、福祉から雇用への移行を促進するため、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力の開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

(3) 職業訓練の実施状況

令和4年度の新規求職者(49,651人)のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和4年12月末現在で23,538人。

令和4年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

・公共職業訓練(離職者訓練)	737人(令和4年12月末現在)
・求職者支援訓練	329人(令和4年12月末現在)

- ・ 在職者訓練 1,155 人（令和 4 年 12 月末現在）
- ・ 学卒者訓練 197 人（令和 4 年 12 月末現在）

令和 4 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- | | | |
|--------------------|-------|-------|
| ・ 公共職業訓練（離職者訓練） ※1 | 施設内訓練 | 90.4% |
| | 委託訓練 | 76.2% |
| ・ 求職者支援訓練 ※2 | 基礎コース | 49.5% |
| | 実践コース | 56.0% |

※1 定例業務統計報告調べ。令和 3 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの就職状況（1 か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和 3 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの雇用保険適用就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

2 を踏まえた地域における計画期間内の公的職業訓練の実施方針（重点事項、留意事項等）

（1）関係機関との連携

- ・ 国（労働局）、岐阜県及び機構岐阜支部が一体的に公的職業訓練の策定を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国、県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。このため、令和 5 年度においても岐阜県地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 岐阜県地域職業能力開発促進協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討や就職支援等の連携を図るため、岐阜労働局、岐阜県及び機構岐阜支部の訓練担当者等で構成するワーキング・グループを設置し、各関係機関がそれぞれの役割のもと、地域の産業界の訓練ニーズ等に対応した効果的な訓練の提供を図る。

（2）重点事項及び留意事項等

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。
- ③ 求職者支援訓練のうち、基礎コースは社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定

する。

- ④委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。
- ⑤職業訓練のデジタル分野への重点化を図る。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

① 施設内訓練

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合計	30	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・就職率は85%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	26	
	電気設備技術科	32	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築CADインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科（橋渡し）	6	1か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	建築CADインテリア科（橋渡し）	6	
合計	252		

② 委託訓練

- ・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・デジタル人材の育成のため、デジタル分野の資格（ITスキル標準（ITSS）レベル1以上、Webデザイン関係）の取得を目指すコースを拡大する。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	21	345	8	130
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	11	220	4	80
医療事務（事務）	8	160	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
介護員養成（介護）	5	75	2	30
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	3	45	1	15
webプログラミング（情報）	11	180	4	65
新情報産業（情報）	6	115	2	40
I T活用（情報）	4	80	2	40
定住外国人（介護）	3	45	0	0
保育士養成科（サービス）	6	51	3	26
介護福祉士養成科（介護）	4	43	2	23
合 計	94	1,549	35	574

※前年度繰越は定員ベースとする。

イ 求職者支援訓練

① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、470人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模790人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の40%程度

実践コース 訓練認定規模の60%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 20%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乘せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練（eラーニング含む）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

令和5年度求職者支援訓練計画(案)

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	315	30	30	15	15	※ 30	15	15	15	30	15	15	15	30	15	15	15
実践コース	475	全県枠 230				全県枠 120				全県枠 95				全県枠 30			
介護系	100	60				20				20				0			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	110	60				30				20				0			
その他の成長分野など	215	80				60				45				30			
合計	790	320				195				170				105			

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースは学卒未就職・フリーター・非正規等対象とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数(定員)、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	33	416	
職業能力開発校	5	50	配管科、電気工事科
職業能力開発短期大学校	28	366	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	100	木工科
合計	38	516	

- ・機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー(ものづくり分野)及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練科
岐阜職業能力開発促進センター	92	900	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理
東海職業能力開発大学校	123	1,295	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	215	2,195	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学校の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2年
		建築科	20 (40)	2年
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1年
計			90 (150)	

- ・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20 (40)	2年
		電気エネルギー制御科	20 (40)	
		電子情報技術科	30 (60)	
	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	
		生産電気システム技術科	20 (40)	
		生産電子情報システム技術科	25 (50)	
計			135 (270)	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

- ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項
- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
 - ・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	1年
	Web デザイン科	10	1年
計		30	

- ・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。

また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。

- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース		訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース		-	30
	IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
	PC・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース		3 か月以内	18
特別支援学校早期訓練コース		1 か月	3
合 計			51

イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等（訓練受講者に対する就職支援等）

- ・ 訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

1 目的

公的職業訓練（ハورتレーニング）の効果的な実施を図るため、ハورتレーニングを実施している民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取することを目的とする。

2 スキーム

厚生労働省HP（ハورتレーニングページ）にご意見・ご要望送信フォームを開設



ご意見・ご要望受付（随時）



公表（6か月ごと）

<対象>

- ①現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施している訓練機関（法人）
- ②現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施していないが、今年度または前年度に当該公共職業訓練または求職者支援訓練を実施したことのある訓練機関（法人）

内容：ハورتレーニングの運営や事務手続等に関するご意見・ご要望

- 寄せられたご意見・ご要望は可能な限り対応に努めますが、対応できない場合や対応に時間がかかる場合があります。
- 対応結果については、半年に一度HP上に公表します。公表内容は、ご意見・ご要望内容の要旨および対応結果とします。
※検討した結果、「対応困難である」という結果もあり得ることを御了知おきください。
- 個々の訓練機関には対応結果を返信いたしません。
- HPに公表した対応結果は、中央職業能力開発促進協議会にも報告します。

3 周知

都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）を通じて訓練機関に対し個別に周知（あわせて関係団体にも周知）

4 受付開始時期

令和5年5月



ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からの主なご意見・ご要望に対する回答

総件数

総件数 110 件（令和5年5月17日から令和5年8月31日までの意見）

※なお、件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウント
※ハロートレーニングの運営や事務手続き等以外のご意見・ご要望を除く。

主なご意見・ご要望

委託費等の単価の引き上げ

ご意見・ご要望

- 委託費等の単価を上げてほしい。

回答

- 現行の委託費等の上乘せ措置等に加え、DX推進スキル標準等に対応した訓練コースに係る委託費等の上乘せ措置に要する経費を令和6年度概算要求に計上しました。

申請手続の簡素化等

ご意見・ご要望

- 申請書類、訓練日誌等の項目や手法を簡素化してほしい。

回答

- 本年7月より事業者による電子メール申請を可能とする措置及び報告業務の一部効率化を行う措置を実施（求職者支援訓練）するとともに、都道府県に事業者の申請のオンライン化を要請（委託訓練）するなど、今後も不断に見直して簡素化を検討します。

就職率に応じた委託費等の上乘せ措置の支給要件緩和

ご意見・ご要望

- 委託費等の支払いに係る就職の4か月以上の雇用や雇用保険適用就職率の要件を緩和してほしい。

回答

- 就職率に応じた委託費等の上乘せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としており、過去の会計検査院からの指摘を踏まえ、一定水準以上の雇用期間や就職率を要件とすることは合理性があるため、要件は維持します。

受講あっせん

ご意見・ご要望

- 訓練を修了出来ない者（健康状態が悪い、制度不理解、受講意欲の欠如等）をあっせんしないでほしい。

回答

- ハローワークでは受講に必要な能力等がある方をあっせんすることになっており、引き続き訓練あっせん前の制度説明や適切なあっせんに努めるとともに、訓練実施機関にも訓練修了に向けた配慮をお願いします。

応募者の確保

ご意見・ご要望

- 応募者が少ないと採算が取れない。ハローワークでしっかり確保してほしい。

回答

- 開講時期の柔軟化等、応募・受講しやすくする対応の検討を都道府県に依頼（委託訓練）しました。引き続き、ハローワークにおける制度周知に努めます。

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和6年度概算要求

参考資料5

公共職業訓練

（障害者訓練を除く）

要求額 約1,021億円（約998億円）

訓練規模 約35.4万人（約35.3万人）

要求額

訓練規模

離職者訓練

約15.1万人（約15.5万人）

施設内訓練 約668億円（約653億円） 約3.3万人（約3.4万人）

委託訓練 約354億円（約345億円） 約11.9万人（約12.1万人）

在職者訓練

※

約18.2万人（約17.8万人）

（生産性向上支援訓練を含む）

学卒者訓練

※

約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含めて計上。

要求額

約1,186億円（約1,162億円）

訓練規模

約40.9万人（約40.9万人）

障害者訓練

要求額 約54億円（約54億円）

訓練規模 約0.6万人（約0.6万人）

要求額

訓練規模

離職者訓練

約54億円（約54億円） 約0.5万人（約0.5万人）

施設内訓練 約40億円（約39億円） 約0.2万人（約0.2万人）

委託訓練 約14億円（約14億円） 約0.3万人（約0.3万人）

在職者訓練

約0.1万人（約0.1万人）

施設内訓練 ※ 約0.1万人（約0.1万人）

委託訓練 ※ 約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含めて計上。

求職者

支援訓練

要求額 約110億円（約109億円）

訓練規模 約4.9万人（約5.0万人）

〔 求職者支援制度全体 約269億円（約268億円） 〕

公共職業訓練（離職者訓練）

+ 求職者支援訓練

訓練規模

約20.0万人
（約20.5万人）

令和6年度概算要求額 551億円（546億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	9/10		1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを拡充するほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。

上記に加え、④デジタル分野以外の訓練コースにおいても基礎的なデジタルリテラシーの向上促進を図る。

2 事業の概要

①デジタル分野の委託費等の上乗せ拡充

（1）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等上乗せ【拡充】

（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）

（2）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

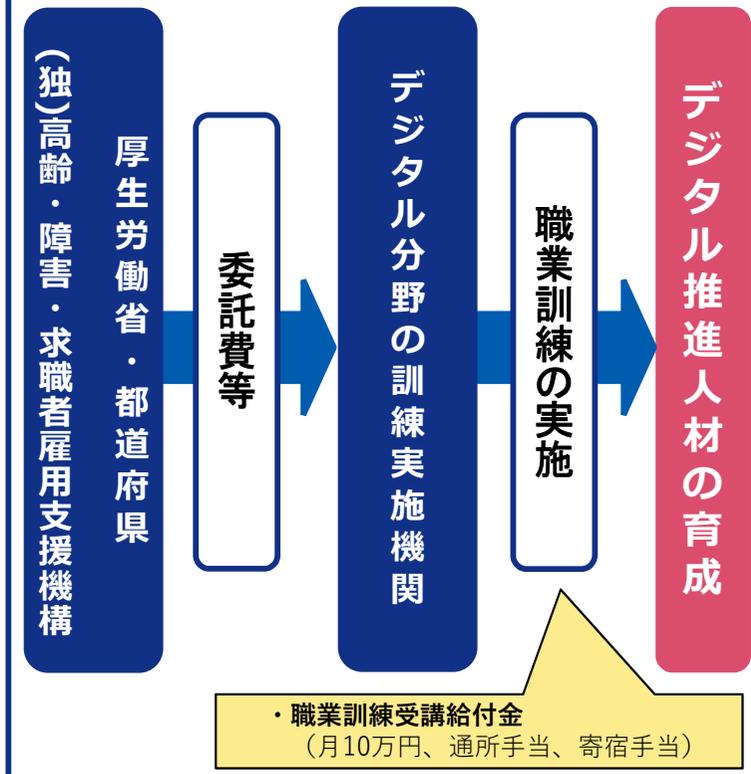
中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する【拡充】

④基礎的なデジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を訓練内容に加味する。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



令和6年度概算要求額 3.3億円（-）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が70.4%に対し、正社員以外に対しては29.6%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

2 事業の概要・スキーム

（1）試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施するとともに、当該職業訓練の結果を踏まえ訓練効果・課題の検証を実施。

（2）試行事業の内容等

ア 対象者

主に非正規雇用労働者 720名（80人×9コース）

イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせることを想定。

ウ 総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大9か月

エ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3 実施主体等

